

第6節 市民参加・共に創るまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

今後のまちづくりにおいては、地域ごとのまちづくり活動が必要不可欠となるため、支援の強化を行い、市民・NPO、事業者、行政が互いに補完関係を築き、協力しながら暮らしやすい地域社会の形成に向けた共に創るまちづくりを推進します。

(2) 市民参加・共に創るまちづくりの方針

●地域、市民・NPO、事業者などのまちづくり活動への支援

【目標】

地域、市民・NPO、事業者などのまちづくり活動への支援の強化を行い、地域、市民・NPO、事業者と行政が連携したまちづくりの仕組みづくりと拠点の形成を目指します。

《方針》

- ・自治会、町内会などの自治組織が相互に連携を図り、地域や市民の連帯意識の醸成やコミュニティ活性化を図ります。
- ・地域、市民・NPO、事業者などに積極的なまちづくり活動への参加を働きかけ、地域規模のまちづくり活動の活性化を図ります。
- ・地域の自主的なまちづくりの活動に対する支援や、まちづくりの専門家派遣などによる研修や情報提供などの取組みを進めます。
- ・地域同士のネットワークを構築し、まちづくり活動に関して周知と理解を促し、活動の拡大や質の向上につながる支援を行います。



●まちづくりのルールづくりや情報共有

【目標】

地域が主体となったまちづくりを進めるとともに、地域力を高めるため、山形市の将来都市像やまちづくりの方針を共有し、地域にふさわしいルールづくりを目指します。

《方針》

- ・山形市の将来都市像やまちづくりの方針を周知するため、専門家の紹介や派遣などにより、地域のまちづくり意識の醸成を図ります。
- ・地域が主体となったまちづくりを支援するため、地域に関するデータなど基礎資料の共有化を図ります。
- ・都市計画マスタープランに位置付けられた施策の実現に向け、地域が主体となった課題解決への取組みを、行政や専門家などとともに行うことを通じて、地域住民の連帯意識の醸成やコミュニティの活性化を進めます。
- ・地域のよりよいまちづくりに向けて、住民主体のまちづくりルールの制定支援を図ります。
- ・都市計画提案制度などの新たな都市計画制度の周知を徹底し、その活用と支援を図ります。